

松原市立 松原第二中学校

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

子どもの心の居場所づくりを行うような学級経営や、人権を大切にする意識を高める集団づくりを基盤とした取り組みが、すべての生徒にとって楽しく居心地のよい学級・学年・学校になる。このことが、いじめの未然防止に繋がり、安心安全な学校づくりの柱となる。また、「確かな学力と豊かな心を育み、地域から学び、地域とともに歩み、信頼される学校づくりをめざす」ことを教育目標としており、「自分たちで考え創る二中、みんなで学力を高め合う二中、誰一人嫌な思いをしない二中」を合い言葉に、自分たちで協力し、楽しく、よりよい学校生活を築き、お互いに切磋琢磨しながら学力を向上させ、自分や仲間を大切にしながら人権意識を高め、豊かな心を育む学校づくりをめざすため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

そのために、学校としてすべての教育活動を通して生命や人権を大切にする精神を培い、一人ひとりの生徒がかげがえのない存在として尊重し、生徒の人格や成長段階に応じた支援・指導することが重要であるとする。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名 [いじめ防止対策推進委員会]

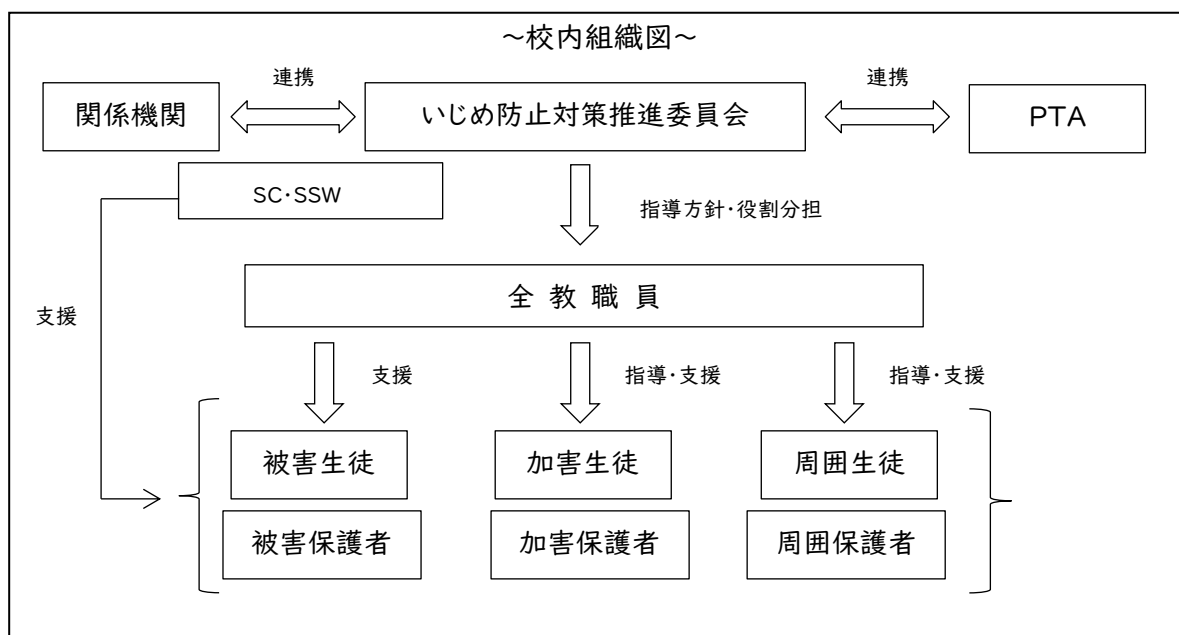
(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年主任
各学年生徒指導、養護教諭、(必要に応じて担任)
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 組織の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定
イ いじめの未然防止
ウ アンケート等による定期的な実態把握
エ いじめの対応
オ 教職員の資質向上のための校内研修
カ 年間計画の企画と実施
キ 年間計画進捗のチェック
ク 各取り組みの有効性の検証
ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 組織図及び指導体制:相談窓口の担当者(児童生徒支援コーディネーター)



(5) 取り組み状況の把握と検証

- ・週1回の週時程内の生指連絡会における各学年の事例の情報交換
- ・月1回の学年会議での情報交換及びケースの検証
- ・月1回の職員会議での情報共有及びケースの検証
- ・学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止の取り組みの評価、検証(PDCAサイクル)
- ・いじめ事象への対処について検証
- ・学校いじめ防止基本方針等の見直し

3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

- ・いじめの未然防止のために全教職員が取り組む体制
学校教育活動全般を通じて取り組む
分かる授業づくり及び授業改善の推進に努める
- ・生徒間および生徒と教職員の信頼ある人間関係づくり
お互いが人権を尊重した集団としての質を高めること
学校・学級が、人権尊重を徹底し、安心安全な居場所になっていること
- ・人間関係を築くためのプログラム、道徳、特活等の取り組み
生徒の自己有用感・自己肯定感を育む取り組み(家庭、地域との連携も視野に)

(2) 未然防止、早期発見のための取り組み

- ・未然防止の観点より、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、教職員のカウンセリング能力などの向上のための校内研修を推進する。
- ・月 1 回のいじめの現状把握に向けたアンケートと二者懇談の実施や、小学校との連携。
- ・相談体制の充実
担任・学年教職員のみならず、養護教諭、児童生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談できる体制づくりをおこなう。
とりわけ、早期発見の観点よりスクールカウンセラーと教職員との情報交換を密に行い、子どもたちの状況把握に努め、早期に対応できる体制を整備する。
- ・「命」をテーマにした人権学習・取り組みなどの実践
- ・日々の事象をもとにした研修会の実施。
- ・個々の生徒のていねいな内面把握に向けた集団づくりの推進。
家庭学習ノート、班ノート、終学活での反省会、班長会議、生徒会委員会、生徒会発案のキャンペーン、アピールなど。
- ・日頃の教職員間での情報共有や保護者・地域との連携。
- ・生徒が自己有用感を高めることができる取り組みの設定。

(3) いじめ認知後における早期対応の取り組み

Ⅰ 基本的な対応

- ・教職員が発見した場合はその場でやめさせる
やめた場合：担任、学年、生指に連絡し、複数で個別に事情を聞く
→管理職に連絡する
やめない場合：担任、学年、生指に連絡し、複数の教職員でやめさせる
→興奮を鎮めてから個別に事情を聞く
→管理職に連絡する
- ・教職員が報告・相談を受けた場合：担任、学年、生指に連絡し、担任または状況に応じて複数教職員で事情を聞く
- ・事後指導
加害、被害双方の事情を聞き、複数教職員で事実を確かめる
周囲の生徒からも事情を聞き、複数教職員で事実を確かめる
保護者への連絡（加害・被害生徒・保護者への説明）と和解に向けた動きづくり
プライバシーの保護とともに必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる
学級・学年・学校の問題として、教職員全体で情報共有につとめ再発防止に努める

2 緊急・重篤な事案への対応

Iの基本的な対応に以下を加える

- ・保護者双方への対応及び支援と継続的な助言
- ・関係諸機関との連携、教育委員会への報告

※重大ないじめとは…

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 ネット上のいじめへの対応

Iの基本的な対応に以下を加える

- ・関係生徒・保護者への削除要請
- ・携帯会社またはHPやブログ管理者への削除要請
- ・保護者への携帯使用についての啓発、使い方に関するルールづくりの要請

※未然防止の取り組み

情報モラル教育の推進

→携帯使用に際しての講演会

大阪の子どもを守るサイバーネットワークの活用

→サポートセンターからの携帯使用における具体的な事例の紹介など

4.その他

- ・年度当初、生徒・保護者にSNSモラルについて、前年度の取り組み報告とともに、注意啓発指導を実施している。
- ・毎年1回継続的に「SNSモラル講演会」を実施する予定
- ・令和6年度、校区として、「情報機器の使い方」について論議を継続し、交流する予定。